

オープンウォータースイミング競技規則

2024-4-1

公益財団法人 日本水泳連盟

目次

総則

- 第1条 定義(1)
- 第2条 競技役員(2)
- 第3条 競技役員の職務(3)
- 第4条 スタート(4)
- 第5条 レース(5)
- 第6条 フィニッシュ(6)
- 第7条 水着・機器(7)
- 第8条 OWS施設・機器(8)
- 第9条 レース中の水泳選手の識別(9)
- 第10条 広告(I 8)
- 第11条 得点、メダル、トロフィー(I 12)
- 第12条 抗議(I 13)
- 第13条 その他

附則

※()内の数字は WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION 条項

総則

本規則は、世界水泳連盟競技会規程（WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION）のⅠならびにⅢ（下記参照）に則り制定した。公益財団法人日本水泳連盟（JASF：Japan Swimming Federation 以下「本連盟」という）ならびに本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

I Rules Applicable to all Aquatics Disciplines（全水泳競技共通規則）

Ⅲ Open Water Swimming Rules（オープンウォータースイミング競技規則）

なお本規則条項文の末尾記載の（ ）書きは本連盟競技規則制定の根拠とした世界水泳連盟競技会規程条項である。番号のみの記載はⅢ、初めにⅠが付いているものはⅠの条文番号である。

公式競技会および公認競技会においては、本連盟の「オープンウォータースイミング（OWS）競技に関する安全対策ガイドライン」に沿った安全対策を講じなければならない。

競技会固有の環境または条件により、必要に応じて、本連盟のOWS競技規則（以下、「競技規則」という）を基準とした「ローカルルール」を策定することができる。ローカルルールは、競技開始前に競技者へ通知しなければならない。

第1条 定義（1）

1 OWSとは、川、湖、海洋もしくは海峡などで行われる競技と定義する。（1.1）

第2条 競技役員（2）

競技会を運営・統括するための競技役員として、次の役職と人数をおく。

- ・ 審判長（チーフ・レフリー）：各レースにつき1名
- ・ 審判員（レフリー）：少なくとも2名、エントリー数に応じて人数を増やす
- ・ 計時主任（チーフ・タイムキーパー）＋計時員（タイムキーパー）2名
- ・ 着順審判主任（チーフ・フィニッシュ・ジャッジ）＋着順審判員（フィニッシュ・ジャッジ）2名
- ・ 安全担当員（セーフティ・オフィサー）
- ・ 医事救護員（メディカル・オフィサー）
- ・ コース担当員（コース・オフィサー）
- ・ 招集員（クラーク・オブ・ザ・コース）
- ・ レース審判員（レース・ジャッジ）：10km以下のレースを除き、各競技者につき1名
- ・ 折返審判員（ターン・ジャッジ）：コース転換点（ターンポイント）ごとに1名
- ・ 給水審判員（フィーディング・プラットフォーム・ジャッジ）：フィーディング・プラットフォームを使用する場合
- ・ リレージャッジ
- ・ 出発合図員（スターター）
- ・ 通告員（アナウンサー）
- ・ 記録員（レコーダー）

注：競技役員は2役を兼務することはできない。但し、1つの役割が終了した後に別の役

割を行うことは可能とする。また、必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員をおくことができる。

注：各役職名については、日本語名、もしくは本条文内で（ ）書きにて併記した World Aquatics 規則に基づくカタカナ表記名のどちらを使用しても構わない。

第3条 競技役員職務（3）

- 1 審判長（チーフ・レフリー）(3.1)
 - (1) 競技者および競技役員に対し完全なる統轄権を持ち、競技規則を完全に施行し、競技会の運営にあたってはすべての事柄について最終決定を下す。また競技規則に定めがない場合も同様に最終決定を下す。(3.1.1)
 - (2) 競技中、競技規則が順守されているかどうかを常に監察する。(3.1.2)
 - (2-1) 競技者や競技役員を危険にさらす状況になった場合、安全担当員と協議し、レースを中止する。(3.1.2.1)
 - (3) 競技開始前および競技中に起こった事柄に関しての抗議について、裁定を下す。(3.1.3)
 - (4) 着順審判の着順判定結果と記録が合わなかった場合、判断を下す。(3.1.4)
 - (5) スタート時、旗を出発合図員に向け、笛を短く吹くことで、スタートが差し迫り、競技が始まることを競技者に知らせる。(3.1.5)
 - (6) 競技規則に則っていないと判断した場合、あるいは他の競技役員が報告してきた場合、当該競技者を失格とする。また、競技規則5条3項の規程に限らず、審判長の判断で競技終了時でも失格を宣告できる。(3.1.6)
 - (7) 競技役員各役職を任命し、その職務の分担や指示を与え、競技の運営が公正かつ円滑に行われるようにする。なお、必要に応じて競技役員を補充や交代を命ずることができる。(3.1.7)
 - (8) 競技開始前および競技終了後、招集員、記録員、コース担当員、安全担当員からのすべての競技者の確認報告を受ける。(3.1.8)
- 2 審判員（レフリー）(3.2)
 - (1) 競技中、競技規則が順守されているかどうかを常に監察する。(3.2.1)
 - (2) 競技規則に抵触した競技者を目撃した場合、当該競技者を失格させる。(3.2.2)
- 3 出発合図員（スターター）(3.3)
 - (1) 競技規則第3条に従い、審判長の合図により、競技を開始する。(3.3.1)
- 4 計時主任（チーフ・タイムキーパー）(3.4)
 - (1) スタート地点とフィニッシュ地点に、少なくとも2名の計時担当員を配置する。(3.4.1)
 - (2) スタート15分前に、全員の時計が公式競技時計（標準時）を示しているかを確認する。(3.4.2)
 - (3) 各競技者の記録を計時員から収集する。必要であれば、計時員の時計を検査する。(3.4.3)
 - (4) 各競技者の公式記録を確認する。(3.4.4)
- 5 計時員（タイムキーパー）(3.5)
 - (1) 各競技者、または複数の競技者の計時を行う。時計はメモリー機能および出力機能を持つもので、実行委員会が承認した、正確性が証明されたものでなければならな

- い。(3.5.1)
 - (2) スタートの合図で時計を始動させ、計時主任から指示があった時のみ時計を止める。(3.5.2)
 - (3) 各競技者のフィニッシュ後、計測結果を記録し、計時主任に提出する。(3.5.3)
注：自動計測装置を使用する場合でも、補完の観点から、同様の任務を遂行する。
- 6 着順審判主任 (チーフ・フィニッシュ・ジャッジ) (3.6)
- (1) 各着順審判を所定の位置に配置する。(3.6.1)
 - (2) 競技中の審判員の指示や判定を記録する。(3.6.2)
 - (3) 競技終了後、各着順審判員からの結果用紙に署名をし、判定結果とそれを反映させた結果、順位を審判長に提出する。(3.6.3)
 - (4) レース審判員の乗船先を決め、レース審判員に役割を指示する。(3.6.4)
 - (5) 競技終了後、レース審判員から署名付き報告書を回収し、審判長に提出する。(3.6.5)
- 7 着順審判員 (フィニッシュ・ジャッジ) 2名 (3.7)
- (1) 常に競技のフィニッシュがはっきりと見える、フィニッシュラインの延長線上に配置される。(3.7.1)
 - (2) 各競技者の着順を記録する。(3.7.2)
注：着順審判員は計時員を兼務してはならない。
- 8 レース審判員 (レース・ジャッジ) (3.8)
- (1) 担当競技者を常に観察できるよう、事前抽選で決まった選手伴走船に乗船する。(3.8.1)
 - (2) 競技中、常に競技規則が守られているかを監察し、違反行為があった場合は記録し、すみやかに審判員に報告する。(3.8.2)
 - (3) 制限時間を超えたため、審判長によって退水を命じられたことを競技者に伝える。(3.8.3)
 - (4) 担当となった競技者が不公平な利点を得ていないか、他の競技者を妨害していないかを監察し、必要に応じて他の競技者から距離をおくよう指示する。(3.8.4)
- 9 折返審判員 (ターン・ジャッジ) (3.9)
- (1) 競技会要項や競技前の説明会で説明されたとおりに、競技者全員が正しくコースを折返したかを監察する。(3.9.1)
 - (2) ターンの際の違反行為はすべて記録し、直ちに審判長に違反行為があったことを伝える。(3.9.2)
 - (3) 競技終了後、署名した記録用紙をすみやかに審判長に提出する。(3.9.3)
- 10 給水審判員 (フィーディング・プラットフォーム・ジャッジ) (3.10)
- (1) フィーディング・プラットフォームにおいて、競技者と競技者の監督コーチが競技規則どおりに給水を行っているかを監察する。(3.10.1)
- 11 リレージャッジ(3.11)
- リレージャッジは引継ぎプラットフォーム、及び引継ぎゾーン上での動作がルールに沿って、前の競技者が周回を終えてから次の競技者がスタートしているかを監察する。
- 12 安全担当員 (セーフティ・オフィサー) (3.12)
- (1) 競技の実施に関するすべての安全面について、審判長に対し責任を負う。(3.12.1)

- (2) 競技開始前に、コース全体、特にスタート地点およびフィニッシュ地点を点検し、安全性および適切性が確保され、障害物が無いことを確認する。(3.12.2)
- (3) 競技を行うのに十分な安全器材、動力艇を確保する責任を負う。(3.12.3)
- (4) 競技前に競技者に対して、競技の進捗に影響を及ぼすような潮汐や流れを提示する。(3.12.4)
- (5) 競技中、医事救護員とともに競技の実施が不適切な状況であると判断した場合は、審判長にその旨を知らせ、実施されるコースや方法の変更に関する勧告を行う。(3.12.5)
- (6) 競技中、水温と気温を定期的に測定する。(3.12.6)

13 医事救護員 (メディカル・オフィサー) (3.13)

- (1) 競技および競技者に関するすべての医療面および救護面について、審判長に対し責任を負う。(3.13.1)
- (2) 地域の医療施設に競技の特性を伝え、事故発生の際には、出来るだけ速やかに医療施設に収容できるよう競技開始前に確認する。(3.13.2)
- (3) 競技中、安全担当員とともに競技の実施が不適切な状況であると判断した場合は、審判長にその旨を知らせ、実施されるコースや方法の変更に関する勧告を行う。(3.13.3)

14 コース担当員 (コース・オフィサー) (3.14)

- (1) 競技コースの正確な測量に関して、実行委員会に対して責任を負う。(3.14.1)
- (2) スタート地点およびフィニッシュ地点の表示物および装置の状態を点検し、すべてが適切に配置され作動することを確認する。(3.14.2)
- (3) 競技開始前に、競技コース上のすべてのターンブイの状態を点検し、すべてが適切に配置されていることを確認する。(3.14.3)
- (4) 競技開始前に、審判員と安全担当員とともにコースと表示物の確認を行う。(3.14.4)
- (5) 競技開始前に、折返審判員が所定の位置に配置されていることを確認して審判長に報告する。(3.14.5)

15 招集員 (クラーク・オブ・ザ・コース) (3.15)

- (1) 各競技前に招集エリアに競技者を招集し、フィニッシュ後の控え室が適切な施設かを確認する。(3.15.1)
- (2) 競技開始前の所定の時間に競技者を招集し、競技者のナンバリング(競技者番号の表示)、および手足の爪の長さが整えられていること、時計を含む装飾品(ジュエリー類)の装着が無いことを確認する。(3.15.2)
- (3) スタート前の決められた時間に、招集エリア内に、すべての競技者が揃っていることを確認する。(3.15.3)
- (4) 競技者、競技役員に、スタート5分前まではスタートまでの残り時間を適宜知らせ、スタート5分前からは1分ごとにスタートまでの残り時間を知らせる。(3.15.4)
- (5) 競技者がスタートエリアに置き残した衣類や持ち物を、フィニッシュエリアに安全に移動させ保管する責任を負う。(3.15.5)
- (6) 帯同者が不在の場合、すべての競技者がフィニッシュ後の退水時に必要な持ち物を所持していることを確認する。(3.15.6)
- (7) 招集員は、棄権とDNF(未完泳者)を審判長と記録員に報告する。(3.15.7)

16 記録員 (レコーダー) (3.16)

- (1) 途中棄権を記録し、公式記録を作成し、チーム表彰のポイントを積算する。
(3.16.1)

第4条 スタート (4)

- 1 すべてのOWS競技は、競技者全員が、認められたスイムキャップを着用し、固定されたプラットフォームか、もしくは、泳ぎ始めるのに十分な深さの水中から、スタートの合図でスタートする。(4.1)
 - (1) 固定されたプラットフォームからスタートする場合は、競技者の立ち位置は無作為の抽選によって指定される。(4.1.1)
- 2 招集員は競技者と競技役員にスタートまでの時間を適宜知らせる。スタート5分前からは1分ごとに知らせる。(4.2)
- 3 エントリー数が多い場合、男子競技と女子競技は別々にスタートする。(4.3)
- 4 スタートラインは、頭上の器具か水面の移動可能な器具により、はっきりと表示される。(4.4)
- 5 審判長は旗を真っ直ぐに揚げ、笛を短く吹いて、スタートが近いことを知らせ、次に、旗を出発合図員に向け、競技開始を出発合図員に委ねる。(4.5)
- 6 出発合図員は、競技者全員からはっきり見える位置に配置する。(4.6)
 - (1) 出発合図員の「位置について (テイク・ユア・マークス)」の指示で、プラットフォームからのスタートの場合、すべての競技者は少なくとも一方の足をプラットフォームの前に出しスタートの態勢をとらなければならない。プラットフォームからのスタートでない場合、すべての競技者はスタートラインに一列に並ばなければならない。(4.6.1)
 - (2) 出発合図員は全員の準備が整ったと判断したら、スタートの合図をする。(4.6.2)
- 7 スタートの合図は、視覚と聴覚の両方に訴えるものでなければならない。(4.7)
- 8 スタートの際に反則を犯した競技者には、競技規則5条3項に則り、審判長の判断によりイエローフラッグかレッドフラッグが提示される。(4.8)
- 9 すべての選手伴走船は、スタート前に所定の位置につき競技者の妨げにならないようにする。また競技者を後方よりピックアップする際も他の競技者の妨げにならないよう航行する。(4.9)
- 10 男子競技および女子競技は同時にスタートできるが、すべての点において両競技は別々の種目として取り扱われる。(4.10)

第5条 レース (5)

- 1 すべてのOWS競技はフリースタイルで行われ、競技者はブイをすべて回って全コースを泳がなければならない。(5.1)
- 2 レース審判員は、選手伴走船によるペースングやスリップストリームで不公平な利点を得ていると判断した場合、競技者に対して選手伴走船から離れるよう指示する。(5.2)
- 3 失格処分までの手続 (5.3)
 - (1) 審判長、審判員により、競技者や競技者の監督コーチ、選手伴走船が、規則違反や故意の接触により利点を得ていると判断された場合は、以下の手続きが適用される。(5.3.1)
 - 1 回目の反則：
イエローフラッグと当該競技者の番号を記したカードを掲示して、違反行為を警

告する。(5.3.1.1)

2回目の反則：

レッドフラッグと当該競技者の番号を記したカードを掲示して、2回目の違反行為であることを知らせ、当該競技者は失格となる。(第3条1項6参照)

(5.3.1.2)

- (2) 競技者、選手伴走船、競技者の監督コーチが「スポーツマン精神に反した行為」をしたと判断した場合、審判長または審判員は、ただちに当該競技者を失格処分とする。当該競技者は速やかに退水し、再びそのレースに参加することはできない。

(5.3.2)

- 4 選手伴走船は、競技者がペーシングやスリップストリームで不公平な利点を得ないように、競技者前方に位置取らないようにする。(5.4)
- 5 選手伴走船は競技者を選手伴走船の前方か横に位置取らせなければならない。(5.5)
- 6 競技者は、競技中に底に立っても失格にならないが、歩いたり、ジャンプしたりしてはならない。(5.6)
- 7 競技者はあらゆる固定もしくは浮き装置から支援を得てはならない。また競技者は故意に選手伴走船に触れたり、触れらたりしてはならない。(5.7)
- (1) 明らかに競技続行困難な状況にある競技者への医事救護員らによる支援行為は、失格処分の対象とはならない。(第4条3項参照)(5.7.1)
- 8 選手伴走船を用いるレースでは、選手伴走船は、レース審判員1名、競技者が選んだ者1名、操船に必要な最低人数を乗せていなければならない。(5.8)
- (1) 選手伴走船は競技者の番号とチーム旗をどこから見ても分かるように掲示する。(5.8.1)
- 9 安全担当船は、安全担当員、操船に必要な最低人数を乗せていなければならない。(5.9)
- 10 競技者は、スピード、持久性、浮力を高めるような装置を使用もしくは着用してはならない。公認の水着、ゴーグル、2枚以下のキャップ、ノーズクリップおよび耳栓の使用は可とする。(5.10)
- 11 競技者は、グリースもしくはその種の物質を使用することが出来るが、審判長の判断のもと、過度の使用でないことを条件とする。(5.11)
- 12 他の者が入水し、競技者のペースを作ってはならない。(5.12)
- 13 許可された競技者の監督コーチは、フィーディング・プラットフォームや選手伴走船から、競技者にコーチングや指示を出すことができる。ただし笛を使用してはならない。(5.13)
- 14 フィーディング・プラットフォームにて栄養物を摂取する場合、競技規則4条6項が適用されるが、競技規則4条7項に違反してはならない。(5.14)
- 15 フィーディング・プラットフォームから物(食べ物を含む)を投げてはならない。競技者は給水用竿か手渡しで物を受け取らなければならない。(5.15)
- 16 給水用竿(フィーディングポール)は5m以内とし、その先端にはロープやワイヤーが垂れさがってはいならず、30×20cm以内のチーム旗のみ装着することが許される。チーム旗は布製で、硬い縁がなく、重りなどが加えられていないものとする。(5.16)
- 17 すべての競技は1位の競技者がフィニッシュしてから5kmごとに15分、最大120分を制限時間とする。(5.17)
- (1) 制限時間内にフィニッシュできなかった競技者は退水処分となるが、審判長が認めた場合に限り、そのままフィニッシュまで泳ぎ続けても構わない。但し、その場合はフィニッシュまで泳いでも記録や順位は残らず、ポイントや賞金も受け取ることはできない。(5.17.1)
- 18 緊急中止(5.18)

- (1) 10km 以下のレースの場合は、できるだけ早くレースを始めからやり直す。(5.18.1)
- (2) 10km 超のレースの場合、最終順位は審判長から発表される。もしレース時間が2時間を経過していなければ、できるだけ早くレースを始めからやり直す。(5.18.2)

第6条 フィニッシュ (6)

- 1 許可された選手伴走船のみがフィニッシュレーンに進入または入口を横断できるよう、他の選手伴走船はフィニッシュレーンの入口より手前で待機しなくてはならない。(6.1)
- 2 最終順位は、着順審判の報告やフィニッシュ時の動画記録に基づき、審判長によって決定される。(6.2)
- 3 すべての競技者は、両手首にマイクロチップのトランスポンダーを装着してレースをスタートしなければならない。競技者がトランスポンダーを紛失した場合、レース審判員やその他競技役員は、直ちに審判長に知らせ、審判長は、水上の競技役員に代替トランスポンダーの発行を指示する。すべての競技者は、少なくとも1つのトランスポンダーを手首に装着してフィニッシュすること。トランスポンダーを1つも装着していない状態でフィニッシュした競技者は失格となる。(6.3)
- 4 フィニッシュにフィニッシュ板が設置されている場合、競技者はフィニッシュの際にそのフィニッシュ板にタッチしなければならない。フィニッシュ板にタッチしなかった競技者は、失格となる。(6.4)
- 5 着順審判員および計時員は、フィニッシュを常に監察できる場所に配置する。その配置場所は、担当競技役員の占有とする。(6.5)
- 6 選手伴走船に乗船した競技者の監督コーチは、退水後の競技者と会えるようにしておくべきである。(6.6)
- 7 退水の際に手助けが必要な場合は、競技者は明確にその意思表示をすべきである。競技者には不用意に触れず、申し出や意思表示があった場合にのみ補助行為を行える。(6.7)
- 8 医療班は退水後の競技者の体調を確認すべきである。そのための椅子を準備しておくべきである。(6.8)
- 9 医療班による体調確認後、競技者は飲食物を摂取すべきである。(6.9)

第7条 水着・機器 (7)

OWS 競技における水着・機器に関する規則は、World Aquatics 規則に準拠し次のとおりとする。

- 1 水温 18°C以上のOWS 競技では、水着（男女とも）は、首を覆わず、肩を越えず、足首より下に伸びていてはならない。ただし、この型のOWS 競技用水着の素材は、プール競技用水着に適用される他のすべての要件に適合するものとする。(7.1)
- 2 2023 年1月1日以降、水温 18°C未満の場合は、ウェットスーツの使用を義務付ける。水温 18°C以上の場合は、ウェットスーツの着用は認められない。(7.2)
- 3 ウェットスーツ (7.3)
ウェットスーツ（男女とも）は、胴体、背中、肩、膝を完全に覆うものでなければならない。首、手首、足首を越えてはならない。
- 4 チームイベント (7.4)
同じチームのすべての泳者は、同じ色のキャップを着用しなければならず、競技規則

9条の条件に適合しなければならない。

5 技術 (7.5)

ドローン、GPS トラッキング、生体センサー（バイオメディカルセンサー）や、トランスポンダーを介して血圧、体温、ストロークレート、呼吸数などを記録できる機器は、主催者の許可を得て使用することができる。機器は情報を送信するのみとし、スマートゴーグルや聴覚機器のように競技者に利益を与える情報を受信してはならない。

6 水着・ウエットスーツ・キャップ・ゴーグルは見苦しくなく、人に不快感を与えるようなものであってはならない。(I7.1)

第8条 OWS施設・機器 (8)

1 OWS施設(8.1)

(1) スタートプラットフォーム(8.1.1)

スタートプラットフォームは、競技者ごとに60cmのスペースを開け、さらに5mのスペースを設ける。各競技者はスペースを指定され、プラットフォームの入り口から最も遠いところを「1」とする。プラットフォームはスタート前に必要な準備を行なうに十分な幅があり、競技者および役員の体重を支えるのに十分な強度でなければならない。

(2) フィニッシュ(8.1.2)

- 1) フィニッシュへの最終アプローチは目立つ色のマークやガイドロープで表示され、コースとの境界線を作らなければならない。(8.1.2.1)
- 2) フィニッシュまでのエリアはブイもしくはガイドロープにて明示し、フィニッシュ地点に近づくにつれて狭くなるものとする。(8.1.2.2)
- 3) フィニッシュはしっかり固定されており垂直面ではっきりと明示し、表示する。(8.1.2.3)
- 4) フィニッシュ用の器具は、可能であれば風、潮の干満もしくは競技者がぶつかる時の力で動かないよう、定位置に固定されたフィニッシュ板であり、必要に応じて浮き装置に固定され、少なくとも5m幅のあるものでなければならない。フィニッシュは、スローモーション機能および繰り返し再生機能を備えたビデオ録画装置で両側および上部から撮影され、記録される。(8.1.2.4)

(3) ターン(折返)(8.1.3)

- 1) コースの折返しは、ターンブイ等ですべて明確に表示されなければならない。ターンブイはガイドブイ(補助ブイ)と別の色にしなければならない。可能な限り、初めのターンでの混雑を緩和するために、スタートから最初のターンブイまでの距離は主催者から確認を受ける必要がある。(8.1.3.1)
- 2) ターン・ジャッジ艇等は、競技者の折返しの視野を妨害しないように、すべての折り返し点に配置される。(8.1.3.2)

(4) フィーディング・プラットフォーム(8.1.4)

フィーディング・プラットフォームは、給水者および競技役員が活動するのに安全で十分な大きさや浮力を備えている必要がある。給水者あたり最低60cmのスペースを開け、さらに5mの幅が必要であり、給水の準備をするのに十分な幅も必要である。すべての給水者を収容するために、1つ以上のプラットフォームが必要である。プラットフォームへのアクセスは、可能な限りコース外で行う必要がある。

(5) すべてのプラットフォーム(8.1.5)

スタートプラットフォーム、フィーディング・プラットフォーム、ターンブイ、ターン・ジャッジ艇等は固定され、潮の干満、風もしくはその他の動きに影響されないものとする。

(6) 水域環境(8.1.6)

- 1) 開催地の使用に関する適合性の証明書は、該当する現地の衛生機関及び安全機関が発行する。一般的に、この証明書は水質純度および他の要因からの物理的安全性に関するものでなければならない。(8.1.6.1)
- 2) コース上のすべての地点は、水深が1.4m以上でなければならない。(8.1.6.2)
- 3) 水温は16℃以上31℃以下とする。レース当日のスタート2時間前にコース3カ所の40cmの深さで測定する。公式水温は、3つの測定値の平均値となる。測定は審判員1名、大会組織委員会1名、監督者会議で選出された出場チームのコーチ1名の立ち会いのもと行う。(8.1.6.3)

2 自動計測装置(8.2)

(1) 中間ゲート(8.2.2)

中間ゲートを使用する場合は、競技者がコースアウトしないように配置する必要がある。中間ゲートの幅は最低でも6mとする。

3 自動計測手順(8.3)

(1) マイクロチップトランスポンダー(8.3.1)

計測にマイクロチップトランスポンダーを含む自動計測装置を使用する場合、区間タイムも計測すること。その自動計測装置では10分の1秒単位で正式に記録されること。

第9条 レース中の水泳選手の識別(9)

1 ナンバリング(9.1)

ナンバリングは競技者の腕、背中上部、手に表示すること。腕のナンバーは縦向きに、背中上部と手には横向きに表示すること。印刷済みのナンバリングを使用する場合は、高さ100mm幅60mmとする。競技者の手へのナンバリングはマーカーでの手書きでも良い。肌の色が濃い競技者とウェットスーツには白いマーカーを準備すること。

第10条 広告(I8)

- 1 水着・ウェットスーツ・キャップ・ゴーグル・その他トレーニングウェア・競技役員ユニフォーム・靴・タオル・バッグ等は規則に定められた範囲で着用が許される。ワンピースの水着についての広告は、ワンピースの水着と同じ扱いをする。競技者の名前・国名・国の略称は広告とは見なされない。(I8.2、I8.3、I8.6、I8.8、I8.10)
- 2 体に広告を施すことは許されない。(I8.11)

第11条 得点、メダル、トロフィー(I12)

1 メダル(I.12.1.2.1)

個人競技および団体競技の各1～3位に金・銀・銅メダルを授与する。同順位の場合、メダルの授与は以下のとおりとする。

1位が同着の場合：金メダル2個、銀メダルなし、銅メダル1個

2位が同着の場合：金メダル1個、銀メダル2個、銅メダルなし
3位が同着の場合：金メダル1個、銀メダル1個、銅メダル2個
同順位が3名いる場合、以下のようにメダルを授与する。

1位が同着の場合：金メダル3個、銀メダルなし、銅メダルなし
2位が同着の場合：金メダル1個、銀メダル3個、銅メダルなし
3位が同着の場合：金メダル1個、銀メダル1個、銅メダル3個

2 賞状 (I. 12. 1. 2. 2)

賞状は、個人種目の上位8名と団体種目の上位8チームに授与されるものとする。

第12条 抗議 (I 13)

1 次の場合、競技に関する抗議ができる。

- (1) 規則や競技会における規定が、順守されていない場合。
- (2) 発生事象が、競技会の主催者や他の競技者によって引き起こされた場合。
- (3) 審判長の判断に納得できない場合。ただし、明らかな事実に対する抗議は認められない。(I 13. 1. 1)

2 抗議は、以下のように抗議書を提出しなければならない。

- (1) 所属チームの責任者が
- (2) 審判長に対して
- (3) 結果掲示後30分以内に
- (4) 本連盟規定の書式で
- (5) 預かり金5万円を添えて

(I 13. 1. 2)

3 競技開始前にあらかじめ予見される事項についての抗議は、審判長の競技開始の合図が発せられる前までに提出されなければならない。

(I 13. 1. 2)

4 提出された抗議書は、審判長によって検討される。審判長は抗議を棄却した場合、理由を説明しなければならない。(I 13. 1. 3)

5 チームの責任者は、審判長の下した判断に不服がある場合は、上訴審判団に申し立てをすることができる。審判長の判断に異議がない場合、預かり金は、本連盟（主催団体）に徴収される。(I 13. 1. 3, I 13. 1. 4)

6 上訴審判団は、抗議書の内容を踏まえて、審判長ならびに該当審判員、監察員、その他必要と判断した担当者等から聞き取りをした上で最終的な裁定を行う。上訴審判団が設置されていない大会においては、本連盟もしくは加盟団体に任命された大会総務が裁定をする。競技役員は上訴審判員を兼務することはできない。

7 上訴審判団が下した裁定は、最終のものとなる。裁定結果はチーム責任者に対して説明される。抗議が受理された場合は従前の審判長判断は取り消される。その場合、預かり金は返却される。上訴が棄却された場合、預かり金は本連盟（主催団体）に徴収される。(I 13. 1. 3)

第13条 その他

1 競技者は、本連盟または加盟団体の特別な承認がない限り、本連盟の競技者資格規程

- により登録された競技者に限られていなければならない。
- 2 すべての競技者・監督・コーチおよび役員は、「競技会において着用または携行することができる水泳用具、用具の商業ロゴマーク等についての取扱規程」に違反する物品を競技場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体になってはならない。
 - (1) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。
 - (2) この項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。
 - 3 公式競技会および公認競技会に出場する場合は、競技会出場に対する誓約書を提出しなければならない。誓約書には提出する日の日付を記入し、かつ競技者本人による署名または捺印を必要とする。競技会当日において未成年者の競技会出場には、競技者本人のほか、保護者による署名または捺印を必要とする。

附 則

本規則は 2024 年（令和 6）年 4 月 1 日以降開催される競技会に適用される。

公益財団法人 日本水泳連盟

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARES 階

電 話 03-6812-9061

FAX 03-6812-9062